本号で公布された法令のあらまし

◇賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三一二号）
（国土交通省）
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一二月一五日とすることとした。

◇賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令（政令第三一三号）（国土交通省）
1　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三〇条第二項の規定による承諾は、特定転貸事業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る特定賃貸借契約の相手方となろうとする者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該特定賃貸借契約の相手方となろうとする者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（2において「書面等」という。）によって得ることとした。（第一項関係）
2　特定転貸事業者は、1の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る特定賃貸借契約の相手方となろうとする者から書面等により法第三〇条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならないこととした。ただし、当該申出の後に当該特定賃貸借契約の相手方となろうとする者から再び1の承諾を得た場合は、この限りではないこととした。（第二項関係）
3　この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年一二月一五日）から施行することとした。

政　令

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百十二号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年十二月十五日とする。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百十三号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令

内閣は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三十条第二項（同法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

1　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三十条第二項の規定による承諾は、特定転貸事業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る特定賃貸借契約の相手方となろうとする者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該特定賃貸借契約の相手方となろうとする者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2　特定転貸事業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る特定賃貸借契約の相手方となろうとする者から書面等により法第三十条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該特定賃貸借契約の相手方となろうとする者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第三十一条第二項において法第三十条第二項の規定を準用する場合について準用する。